

長慶院天皇ヲ皇代ニ列シ奉ルベキ議

リ 5

4958



リ5
4953

長慶院天皇ヲ皇代ニ列シ奉ルベキ議

圖書寮
編修課

4-6-5
465

リ 5
4958



長慶院天皇ヲ皇代ニ列シ奉ルベキ議

長慶院天皇ヲ皇代ニ列シ奉ルベキ議ハ從來其說兩端ニ分レ更ニ其歸着スル所ヲ見ズ曩ニ明治四十四年南北朝問題ノ紛議起ルヤ終ニ明治天皇ノ敕裁ヲ仰ギ奉リ皇統ハ南朝ヲ以テ正位ト定メサセラレシガ其時ニ際シテ長慶院天皇ニ就キテハ御在位ノ確證ヲ得ルマデ姑ク皇代ニ加ヘ奉ラザルコトニ決セリ然ルニ今回新ニ發見セラレタル畹雲千首ノ奥書ハ偶々從來ノ疑團ヲ解決スルノ鍵鑰トナリ長慶院天皇ノ御在位ハ疑ヲ容レ奉ルベキ寸毫ノ餘地ナキノミナラス實ニ天皇ハ正平二十三年後村上天皇崩御ノ後ヲ承ケテ即位シ給ヒ爾來十數年ニ

水部
五味均平藏



互リテ御在位ノ天皇トシテ仰ギ奉ルベキ確據ヲ得
タリ是ニ由テ畏クモ皇統ノ御上ニカ、レル疑雲ヲ
一掃シ得ルト共ニ速ニ一代ノ帝王トシテ皇代ニ列
シ奉ラザル可カラズト確信スルモノナリ今左ニ謹
案スル所ヲ述ベ併セテコノ問題ニ對スル從來ノ諸
說ハ其即位說タルト非即位說タルトヲ問ハズ何レ
モ其立論ノ根底ヲ誤レルモノナルコトヲ明ニセン
トス

第一 長慶院天皇御在位ノ確證

長慶院天皇ハ御名ヲ寛成ト申シ後村上天皇第一ノ
皇子ニシテ後村上天皇崩御^後大統ヲ繼ギ給ヒ次テ御
位ヲ皇弟後龜山天皇^{御名ニ}讓リ給ヒシモノナリト
ハ從來長慶院天皇即位論者ノ主張スル所ナリト雖
モ其當時ニ於テ御即位又ハ御讓位ノコトヲ明記ス
ル史乘ナキヲ以テ唯纔ニ高野山御願文ニ太上天皇
寛成トアリ仙源鈔跋文ニ長慶院法皇トアルノ類ヲ
以テ其御即位アリシコトヲ推定シ奉リシニ過ギズ
サレバ反對論者ハ是等ハ太上天皇ノ尊號ヲ受ケ給
ヒシ證據ニハナレドモ御即位アリシ徵證トハス可

宮内省

カラズトシ後村上天皇ノ崩後直ニ後龜山院天皇ノ
即位セラレタルモノナリトセリ其論據及ビ其説ノ
誤レルコトハ後項ニ述ブベシ故ニ長慶院天皇御即
位ノコトヲ確メンニハ先ツ後村上天皇ノ後、後龜山
天皇ノ前ニ於テ長慶院天皇御在位ノ明證無カルベ
カラズ以下擧グル所ノ諸證ハ即テコレガ確證ニシ
テ聽テコノ問題ニ對シ最後ノ斷案ヲ下スモノナリ
ト信ズ

第一證

宗良親王千首跋

天授二年の夏の末つかた山風も一つかにかふきて、
まげき梢も枝をならさす、日くらりの聲ものとか
に聞えて、大宮人もいとまある頃なればよや、内春

宮、二御か、千首御歌あ、そ、ば、さ、る、べ、し、と、て、關白な
どを初として、面々おな、題にて、歌奉るべきよ、
仰こと有り、かども、いさ、かきはる事はべりて、
のがれ申は、べりき、その、ち、い、く、ば、く、の、日、數、も、な
くて、みな、よ、み、いた、させ、給、と、て、清書など、せ、ら
る、よ、よ、き、こ、え、か、ば、い、つ、の、ほ、ど、に、や、と、ふ、ぎ
に、ぞ、は、べ、り、二御か、た、なら、び、に、關白歌は、お、な、
つ、ら、に、か、き、な、べ、つ、わ、ざ、と、御名、ども、を、も、か、く、さ
れて、よ、あ、な、ど、く、は、く、申、さ、せ、ん、の、御心、ば
へ、なる、中、又、お、く、れて、師、兼、卿、經、高、卿、な、ど、た
て、ま、つ、る、と、て、い、づ、れ、も、點、め、さ、れ、か、ば、か、や、う、の
人、く、に、た、ぐ、ひ、て、も、猶、お、ひ、の、か、ず、よ、も、や、入
と、て、お、も、ひ、た、ち、侍、る、な、り、
略下

コノ跋文ハ宗良親王ノ其御詠千首歌ノ卷尾ニ記サレタルモノニシテ天授二年千首歌ノ催サレシ顛末敕命ニヨリテ御製東宮御歌ヲ初メトシテ關白春宮大夫師兼別當經高等ノ千首歌ニ加點セラレシ次第並ニ親王御自身モ後レテ詠進シ給ヘルコト等ヲ其當時記シ置カレシモノナリ

第二證

畊雲千首

木〇文學博士佐々木信綱氏所藏

奧書

天授二曆仙洞并當今以此題令詠御于時愚身并故二條前關白教賴公左大將師兼卿于時春宮大夫別當經高卿等可詠之由同有勅命於愚身者病中難治之間令故障畢故信州大王彼五千首合點之後又令

詠給翌年春予病氣小減之間下賜六千首合令一見之處此餘風情更難出來之間難詠之由再往雖辭退之更無勅免之間兩旬之間如形終篇者也即大王又合點之時被示云於和歌者古來無長點而先年愚身王大自詠千首遣故御子左大納言入道為定卿之處此千首篇々鏤金玉古今傑出之佳篇也仍以別義加長點由示之畢依此例今度予此千首加長點之由有恩言等可謂眉目者也

元中六年正月寂初大王合點本珍藏之間於旅店卒爾書寫之次思出記之

內大臣判

畊雲千首トハ天授二年ノ敕命ニヨリテ翌年畊雲ノ詠進セシ千首歌ヲ記シタルモノナリ

畊雲トハ花山院長親ノコトニテ長親剃髮シ
テ法名明魏ト云ヒ畊雲散人ト號セリ奥書ノ
署名内大臣ハマタ同シク長親ノコトナリコ
ノ奥書ハ天授二年千首歌ノ來歴並ニ長親詠
進ノ千首歌ノ批點ヲ信州大王即チ宗良親王
ニ請ケシ次第ヲ元中六年ニ至リテ長親自ラ
記シ置ケルモノナリ、本書ハ長親書寫ノ原本
ニアラズト雖モ應永年間ヲ距ルコト遠カラ
ザル時代ノ古寫本ニシテ憑據トナスニ十分
ナルモノナリト信ズ從來世ニ傳ハレル畊雲
千首ノ寫本少カラズト雖モ何レモコノ奥書
ヲ闕クコノ奥書アル寫本ハ今回初テ見ルヲ
得タル所ナリ

右第一證第二證ハ共ニ天授二年ニ催サレシ千首歌
ノコトヲ記シタルモノニテ其記事ヲ對照スルニ全
ク符節ヲ合スルガ如シ、只其異ナル點ハ一ハ其當時
ノ記載ニカ、リ一ハ元中六年ノ追記ニ屬スルニア
リ而シテ之ヲ第一證ニ徵スルニ天授二年ニハ内(主
上ノコト、今上天皇ヲ指申ス宮中ノ通用詞ナリ)春宮
ニ御方ノオハシマシテ千首歌ヲ詠ジ給ハルヲ察シ
奉ルベク、之ヲ第二證ニ對照スル時ハ仙洞當今トア
リテ天授二年ノ内即チ主上ハ元中六年ノ頃ニハ仙
洞ニシテ、マタ天授二年ノ春宮ハ元中六年ノ頃ニハ
當今即チ主上ナルコトヲ明ニスルヲ得ベシ、而シテ
元中六年ノ當今ハ後龜山天皇タルベキコトハ論ナ
キコトナレバ後龜山天皇ハ天授二年ニハ未ダ即位

シ給ハズ東宮ニテオハシマシ、コトヲ察スベシ從
來コノ天授二年内ノ御方ヲ以テ後龜山院天皇ナリ
ト推定シタリト雖モコノ明證ニヨレバ全ク失當ノ
考定ニシテコノ内ノ御方コソ即チ長慶院天皇ニオ
ハシマスコトヲ知ルベキナレ、後村上天皇ハ正平二
十三年崩ジ給ヒ後龜山院天皇未ダ即位シ給ハズト
セバ時ノ主上ハ長慶院天皇ヲ外ニシテイヅレニカ
求メ奉ルベキ、第二證仙洞ニ長慶院殿當今ニ大覺寺
殿ト傍注シタルモノアルハ洵ニ其實ヲ傳フルモノ
ト云フベクコノ傍注ナクトモコノ兩證文ヲ對照ス
ル時ハ長慶院天皇ハ天授ニハ主上ニオハシマシ元
中ニハ既ニ天授ノ春宮タリシ後龜山院天皇ニ讓位
シ給ヒ仙洞ニオハシマシ、コト自ラ明ナリコレ實

ニ長慶院天皇御在位確證ノ一ナリ

第三證

嘉喜門院御集前田侯爵家所藏本

天授三年七月十三日中務の宮より新葉集乃ため

又嘉喜門院へ御うきを申され侍けれハきよか

せられけるつ、見かみよりきてたてまつりける

藤大納言實爲

かきく、に多まを足りけることの葉をせり水

くきそかきもならきぬ

見るまゝに袖こそぬるれなれ、よのおもかけ

のこるき足ることのは

御返

水くき此露乃ひりり色もなきことこの葉さへ

や多まと見ぬらん
ふかく思ふ袖そぬるらんなれし世を志のふも
これもちあらひあれとも

此ま包物のおくに宮のつゝせ給^{長慶院法皇}の歌をと成御

らんせられて御ふみのつひては内の御かふより

志くはなる袖まやりけのくもるらんみよの

月成おもひいてつゝ

いあまふく松風なれはよそにきく人の袖まで

うちくれけん

コレノ嘉喜門院御集ハ後村上天皇ノ後宮嘉喜

門院ノ御歌卷ナルガ天授三年中務ノ宮即チ

宗良親王(新葉和歌集撰者)ヨリ新葉和歌集撰

集ノ爲ニトテ門院ノ御歌ヲ求メラレシカバ

門院ハ阿野實爲卿ニ命ジテソノ御歌ヲ清書

セシメ之ヲ宗良親王ノ許ニ送ラレシニ親王

ハソノ御歌卷ノ末ニ門院ノ御歌イヅレモ殊

勝ナルコトヲ稱讚シ親王ノ御詠ヲ書キ加ヘ

ラレ更ニ時ノ天皇ノ睿覽ニ入レ奉リ御製ナ

下賜ハリシカバ實爲ハ其次第ヲコノ御歌卷

ノ包紙ニ記シ置カレシモノ即之ナリ

右嘉喜門院御集前田侯爵家本ハ冷泉持爲(應永八年)享徳

三年ノ筆ニカ、ルモノト傳ヘラル、古寫本ニシテ

内の御方ニ傍注シタル長慶院法皇ノ文字モ本文ト

全ク同筆ナレバコレ亦持爲ノ注記シタルモノナル

ベクコレニヨルモ天授頃ノ主上ハ長慶院天皇ナリ

シコトヲ徴スルニ足ルベシ

又同御集ノ中ニ「正平廿三年世の中里やうあんと侍
一比この春うつらうへられし櫻の散たる枝につけ
て内の御あしよりト見エ、建徳二年あ月のす急つ
あし略中内の御あしよりト見エ、マタ天授二年やよ
ひのたしめはあし如意輪寺に御こもりありしころ
御影堂にまへの花につけて内の御うしへておつ
られけふト見エタル内の御方ハイヅレモ長慶院天
皇ヲ指シ申シタルモノト見ザルベカラズ何トナレ
バコレヲ夫々異リタル主上ト見ルコトハ文法ノ許
サバルトコロナレバナリサレバコノ嘉喜門院御集
ニヨリテ長慶院天皇ノ正平二十三年、建徳二年、天授
二三年等ニイヅレモ主上トシテ御在位アリシコト
ヲ察シ奉ルコトヲ得ベシ

抑、コノ嘉喜門院御集ハ從來長慶院天皇非即位論
者ノ典據トシタル所ニシテ御集中ニ見エタル内の
御方ヲ以テ後龜山院天皇ナリト推定シ奉リ之ニ由
リテ正平二十三年後村上天皇崩御ノ後直ニ後龜山
院天皇ノ御即位アリシ證左トシタルドモ内の御方
ヲ後龜山院天皇ナリト推定シタル根據ハコノ御集
中ニ見エタル内の御方ノ御歌ガ新葉和歌集ニ御製
トシテ載録セラレ其新葉和歌集ハ後龜山院天皇ノ
御治世ニ撰進セラレタルモノナリト信ジタルニア
リ然レドモ新葉和歌集ノ後龜山院天皇ノ御世ノ撰
進ニアラザルコトハ次項ニ詳述スル如クナルヲ以
テコノ推定ハ全ク根據ヲ失フノミナラズ既ニ第一
證第二證ニ由リテ天授ノ主上ハ長慶院天皇ナルコ

トノ確證セラレ第三證ニ因リテ更ニ之ヲ確メ得タル上ハコノ内の御方ヲ以テ後龜山院天皇トシ長慶院天皇ノ御在位ヲ否定セントスルガ如キハ全ク失當ノ考説タリト云フベシ是ニ於テカ從來非卽位説ノ典據タリシコノ御集ハ却テ長慶院天皇御在位ヲ立證スベキ頗ル有カナル史料トナレリ

第四證

宗良親王千首跋

天授二年の夏の末つかた、山風も一つかに吹きて、去けき梢も枝をならさず、日ぐら―此聲ものとかに聞えて、大宮人もいとまある頃なればにや、内春宮二御の千首御歌何そばさるべ―とて略中さのみおほ之侍らねば、春夏秋冬戀雜に一首つゝ、か

きいた―侍る也

御製は

ありへての後をは―らす櫻花ちりてそ人にうきめみえける

見ても又ほとなくあくる東雲にやかてまきるるむら雲の月

小倉山みねの朝きり立なら―おもびつきせぬさを―かの聲

雲迷ふあら―此音のさき立てまたき―くる、

嶺の松原
夕けとふつけの小櫛もひく方に思ひなきれて待そはかなき

思ひつゝ、ぬれはみ―世に歸るなり夢路やいつ

もむか—なるらん

○

新葉和歌集

春下 千首歌めさる—ついでに落花のこゝろを

御製

ありへての後をは—らほさくら花ちりてそ人
にうさめもえける

秋下 朝鹿を

御製

小倉山みねの朝きり立なら—おもひつきせぬ
さを—かの聲

戀三 寄櫛戀哉

御製

ゆふけとふつけのをく—もひくかたに思ひな
されて待そはかなき

雑下 千首歌めされ—時夢中懐舊

御製

おもひつ、ぬれハみ—世に歸るなり夢路やい
つもむか—なるらん

宗良親王千首ノ跋ニ見エタル六首ノ御製ハ

親王ノ天授二年千首歌ノ御製加點ノ折書キ

抜キ置カレシモノニテコノ六首ノ中四首ハ

親葉和歌集ニ御製トシテ收メラレタルコト

右ノ如シ但シ天授二年千首歌ノ御製ニシテ

新葉和歌集ニ載セラレタルモノハコノ四首

ニ止ラズ今ハ唯宗良親王千首ノ跋ニ見エタ
ルモノト對照スルコトヲ目的トシタルモノ

ナリ

第五證

嘉喜門院御集

建徳二年あひ月のまゝ忍つりしひ葉の大なる枝よ
つこの紅葉乃りりたりを己きてそめけるも
なまとなく御めとまる心ちてとて女御殿より
まいらせられたり御返事よ
君のをや秋の宮るにうつるるきふとももみち
の色よこそぞ
と申されたり御返事を内の御より
ちらて猶秋は千とせよめくはともたこや丹山
のみねの紅葉を

新葉和歌集

秋下

中宮女御よておはしましけるこの紅葉の枝を奉
らせ給ひたりければ嘉喜門院

君かはや秋の宮るよ移るへきほとをもみちの
色よこそぞ

御返中宮にかはり奉りてよませ給ける

御製

ちらて猶千とせの秋も色よよたこやの山の
嶺のもみち葉

コ、ニ此ノ兩書ヲ對照シタルハ嘉喜門院御
集ニ見エタル内の御方ハ新葉和歌集ニ御製
ト見エタル御方ト同一ナルコトヲ示サント
テナリ

右宗良親王千首ニ所謂天授二年ノ内ハ長慶院天皇

ナルコト既ニ第一證第二證ノ條下ニ明ニセシトコ
ロナリ又嘉喜門院御集ニ見エタル内の御方モ同シ
ク長慶院天皇ナルコトハ第三證ノ條下ニ述ヘタル
トコロナリ今此等兩書ノ内ノ御歌ヲ新葉和歌集ニ
對照スルニ何レモ御製トシテコレヲ採録セルヲ見
ル即チ知ルベシ新葉和歌集ノ御製ハ長慶院天皇ノ
御歌ナルコトヲ又集中單ニ御製トアルモノハ時ノ
主上ノ御歌ニ外ナラザレバ之ニ由テ新葉和歌集撰
進ノ弘和元年ハマタ長慶院天皇ノ御治世タルコト
ヲ證スベシ

第六證

古本新葉和歌集

〇京都富岡
謙三氏所藏

應永三十年三月日書寫之、于時勢州安藝郡栗真庄

南陽寺泉昌庵行年六十三、
同四月三日以耕雲自筆本校合了、此集作者存者纔
餘三四人而皆已卒

梅隱祐常中務卿惟成親王、愚拙上野太守懷成親王、
貞子内親王、右近大將長親、已上五人而已存、但梅隱
今年三月三日薨、貞子内親王同十二月薨了、

コ、奥書ハ後村上天皇ノ皇子兵部卿師成親
王法名惠梵ト申サレシ方ノ新葉和歌集書寫
ノ奥書ニシテ文中愚拙トアルハ即チ師成親
王ナリ尚第十三證トシテ載セタル同奥書ノ
後半ヲ參看スベシコレハ師成親王書寫ノ
原本ニアラズトイヘドモ其當時ヲ拒ルコト
遠カラザル時代ノ古寫ニシテ憑據トスルニ

足ルモノナリ

右奥書ノ應永三十年三月ノ記ナルコトハ文中ニ明記アルガ如クニシテ是ニ由テモ新葉和歌集ハ長慶院天皇御治世ノ撰進ニシテ同集中ニ在ル御製ハ長慶院天皇ノ御製ナルコトヲ證シ得ベシ何トナレバ若シ此ノ集ニシテ從來ノ所信ノ如ク後龜山院天皇ノ御治世ノ撰進ニシテ御製ヲ後龜山院天皇御製ト見レバ後龜山院天皇ノ崩御ハ應永三十一年四月十二日ナレバ師成親王ガコノ應永三十年ノ奥書ヲ記サレシ頃ハ後龜山院天皇尚御存生ニシテ新葉和歌集作者現存スルモノ、第一ニ枚舉シ奉ラザルベカラズ然ルニ其ノ事無キハ新葉和歌集中ノ御製ハ後龜山院天皇御製ニアラザルコト明瞭ナリ長慶院天

(五六)

皇ハ應永ノ初年ニ崩御アラセラレタレバ此ノ集ノ現存作者中ニ見エザルハ固ヨリ當然ノコトナリ是ニ由ルモ新葉和歌集ハ長慶院天皇弘和元年ノ撰進ニシテ集中ノ御製ハ長慶院天皇ノ御製ト決定スベキナリ抑々新葉和歌集ハ後醍醐天皇ノ皇子宗良親王ノ蒐輯ニ成リシガ弘和元年時ノ主上ヨリ敕撰ニ準スベキ由ノ仰ヲ蒙リシカバ更ニ之ニ改訂ヲ加ヘ同年十二月三日奏覽ニ供シ奉リシモノナリ然ルニコノ弘和ノ主上ニ就キテハイツノ頃ヨリカ後龜山院天皇ナリトナシ新葉和歌集ハ後龜山院天皇ノ敕撰ニ準セラレシモノニテ同集中ノ御製ハ後龜山院天皇ノ御歌ナリト信ジテ疑ハザルニ至リ從來長慶院天皇

非即位論者ハ勿論即位論者モコノ根柢ノ上ニ論駁
ヲ重ネタルモノナリ然レドモ新葉和歌集撰進ノ弘
和元年ハ^後龜山院天皇ノ御治世ナリトハ何等ノ證
左ノ認ムベキモノナキノミナラズ今コノ^ニ舉ゲ來
リタル諸證ニヨリテコノ誤レル根柢ハ根本ヨリ覆
サレタルモノト云フベシ新葉和歌集ガ後龜山院天
皇ノ准敕撰ナリトノ誤信ハイカニシテ起リシカ審
ナラズト雖モ明曆三年榊原忠次ノ撰ニカ、ル新葉
集作者部類ニハ

御製

長慶院 後村上第一皇子
寬成親王也

或書云、應安六年南朝文中八月、長慶院讓位於弟
熙成王後龜山院吉野没落云々、新葉集者弘和元年奏
覽也、然則後龜山在位也、但新葉集序云、宗良仕三

代云々、又有上自元弘初下至弘和今三世、此指後
醍醐後村上長慶院三代歟、又新葉賀部卷頭建德
元年正月御製有御代初之詞、考之此集御製可爲
長慶院也、應安六年長慶院讓位誤歟

ト云ヘルヲ見レバ古クハ新葉和歌集ヲ以テ長慶院
天皇ノ御代ノ撰進トナスモノアリシヲ察スベシ然
ルニ本朝通鑑大日本史等ハ^後龜山院天皇ノ御代ヲ
文中二年ヨリトナスヲ以テ本朝通鑑ニハ其永徳元
年南朝後龜山十二月ノ條ニ

宗良親王在南朝奏新葉和歌集自延元至當時撰成
南朝秀詠千四百餘首總二十卷

按後醍醐帝當時撰成
帝長慶帝當今南朝
四主、然宗良後字序曰三世可疑焉、以長慶帝在位不
久、故不入世數乎、或以後醍醐帝不爲南朝等、以後村
爲三世乎、

ト記シ大日本史ニハ其後龜山天皇ノ本紀中ニ

弘和元年辛酉十二月三日甲寅中務卿宗良親王上

新葉和歌集

ト記シ又其宗良親王ノ傳中ニモ

宗良嘗撰新葉和歌集後龜山帝勅準奉勅撰弘和元

年十二月重訂上之

ト記シテ明ニ新葉和歌集ヲ以テ後龜山院天皇ノ御

代ノ撰進ト定メタリ次テ天明八年塙保己一ノ花咲

く松ヲ著シテ大日本史ノ長慶院天皇ヲ帝王本紀ニ

列シタルヲ駁シタルニ當リテモ亦同ジク新葉和歌

集ヲ以テ後龜山院天皇御治世中ノモノトシ之ヲ以

テ長慶院天皇非即位ヲ立證セントセリコレヨリシ

テ甲是乙非長慶院天皇即位ノ有無ヲ説クモノ多カ

リシガ新葉和歌集ヲ以テ後龜山院天皇ノ御代ノ撰

進トナス點ニ於テハ全ク一致シ其間ニ在リテ享和

元年尾崎雅嘉ノ撰ニカ、ル羣書一覽ニ

新葉和歌集 二十卷四本

南朝後村上院の御子後醍醐帝の御孫長慶院の

弘和元年中務卿宗良親王此を撰せらる

トイヘル説ノアリシニモ拘ラズ兩論者ニヨリテ全

ク顧ミラレザリシハ寧不思議ト云フベシカクテ長

慶院天皇非即位論者ハ新葉和歌集序文中ニ見エタ

ル「かみ元弘のはしめより志も弘和の今に至るまで

世は三つきと」は五十年トアルニ徴シ又同集中ニ

ハ冷泉入道右大臣ノ「い」のちあれは三代につかふる

ヲ始メトシテ三代トヨメル歌少カラザルニ由リテ

南朝ハ後醍醐後村上後龜山ノ三代ナルコト明瞭ニ
シテ長慶院天皇ノ御在位ヲ認ムベカラズト論ジ長
慶院天皇即位論者モコレガ論駁ニハ頗苦シミシガ
如ク「三つき」みよヲ解シテ御代數ニハアラス世數十
リトシ後醍醐天皇ヨリ後龜山院天皇マデハ四代十
レドモ長慶院後龜山院兩天皇ハ御兄弟ナレハ世數
ニテ數ヘ奉ル時ハ三世トナル故ニ世數ニテ「みよ」ト
云ヒタルモノナルベクコレヲ以テ南朝御代數ノ證
左トハシガタシト辨ジ或ハ長慶院天皇ノ御在位ハ
短カリシヲ以テ之ヲ數ヘザリシナリト陳ジ甚シキ
ニ至リテハ南朝ニ御^内証アリテ長慶院天皇ヲ御代數
ニ加ヘザリシナラントノ臆說ヲサヘナスニ至レリ
然レドモ是等ハ總テ立論ノ根柢ヲ誤レル謬說ニシ

テ新葉和歌集ノ撰進ガ長慶院天皇ノ御代ナルニ於
テハ元弘ヨリ弘和ニ至ル三代ハ後醍醐後村上長慶
院ノ三代トシテ何等若シキ解釋ヲ試ムルノ餘地ナ
ク新葉和歌集ハ長慶院天皇ノ御在位ヲ立證スベキ
典據トコソナレ天皇非即位論ノ論據トハナルベク
モアラザルナリ從來ノ諸說何レモ其考證ノ徹底ト
ザルモノアルハ全クコノ新葉和歌集ニ對スル誤信
ニ基キ立論セラレタルガ爲ニシテコノニ新葉和歌
集ハ長慶院天皇ノ御代ニ撰進セラレタルモノナリ
トノ確タル根柢ヲ得ルニ至リテハ從來難解トセラ
レタル諸問題ノ如キモ容易ニ解決スルヲ得ルナリ
尚コノニ一言辯シ置クベキハ新葉和歌集春上ニ御
製トシテ收メタル春はまゝわかすむかゝり歸るな

りありやの阿まの衣かりぬ一首ヲ永享十年後
花園院天皇奏覽ノ新續古今和歌集ニ後龜山院御製
トシテ載セタルニヨリ新葉和歌集ノ御製ハ即チ後
龜山院天皇ノ御製ナリト説クモノアルコト是ナリ
コハ其説一應ノ理由アルガ如シト雖モ前述スル所
ノ明證ニヨリテ新葉和歌集ハ御製ガ長慶院天皇ノ
御歌ナルコト動カスベカラザルニ於テハコノ孤證
ノ如キハ殆ニ下價値ナキニ等シク新續古今和歌集
撰者ノ誤ト見ルノ外途ナシ而シテ何故コノ誤ヲ來
シタルカニ就テ推測ヲ試ムルニ花營三代記ニ應安
六年(南朝文中二年)南方讓位ノ事ヲ傳ヘタルニヨリ
コノ北方ノ傳聞ヲ信ジタルモノハ新葉和歌集撰進
ノ弘和元年ハ勿論後龜山院天皇ノ御治世ナリトシ

テ疑ハザリシナルベク新續古今和歌集ノ撰者モ或
ハコノ傳説ニ據リ新葉和歌集ノ御製ハ後龜山院天
皇ノ御歌トシテ何等疑ヲ挾マズ之ヲ其撰集ニ收メ
タリシナラニカ或ハ又新續古今和歌集ノ撰進ニ際
シテハ南朝天皇ノ御製トシテハ後龜山院天皇ノミ
ニ止メ他ハ載セ奉ラザル方針ナリシト察セララル
ヲ以テ撰歌ノ際長慶院天皇ノ御製ヲ省キ洩シタル
モノガ偶々後龜山院天皇ノ御製ト誤ラレシモノニ
ハアラザルカ要スルニコノ一首ハ撰集ノ際ニ於ケ
ル過誤ニ歸スベキモノニシテ之ヲ以テ新葉和歌集
ノ御製ヲ推シ定メントスルハ更ニ誤ヲ重ヌルニ過
ギズトイフベシ

以上立證シタルトコロニ由リ長慶院天皇ハ正平廿

三年以後建徳天授弘和ニ互リテ御在位アリシコト
ヲ明白ニナシ得タリト信ズカレバ應永四年建徳三年
書寫ノ奥書アル帝系圖醍醐三寶ニ寛成當今南方ト注
シタルガ如キ亦其實ヲ傳フルモノト云フベシ

第二 長慶院天皇即位ノ年代

長慶院天皇即位ノ年代ニ就テハ既ニ略述シタル所
ナルガ正平二十三年三月十一日後村上天皇崩御シ
給フヤ直ニ其後ヲ承ケテ既即位シ給ヒ皇弟熙成親王
後龜山ヲ立テ、東宮トシ給ヘル御實迹ニツキ以下
證ヲ擧ゲテ之ヲ説カン

第七證

嘉喜門院御集

正平二十三年世の中里やうあんに侍比この春
うつらうゑられ櫻乃散りたる枝につけて内の
御方より

うゑおきむらじ人のかすみとてたをる櫻
ハおもあけもな

御返
かすみとてをるさくらの花たすもちりてあ
となき色そかな

正平二十三年倚廬のみ門よりあはれ事とも申さ
れ侍御文のつひてよ
おもひよし見おもあけもかきくれてなき人
こふる袖のなみ

御りへー

かきくらすなみよせきくまいと、又不きぬ、もと城ぬらしそへぬる

右嘉喜門院御集中ニ見エタル内の御方ハ長慶院天皇タルベキコトハ既ニ第三證ノ條下ニ詳述シタル如シ又倚廬のみ門トハ嗣位ノ天皇諒闇中ノ稱ナレバ此等ノ御唱和ニヨリテ後村上天皇崩御ノ正平二十三年ニハ既ニ新帝長慶院天皇即位シ給ヒ父天皇ノ大喪ニ倚廬ニ籠テセ給ヒシヲ見ルベシ

第八證

新葉和歌集 賀

建徳元年正月松契遐年といふ題を講せらる侍り
ついでに
御製

十かへりの花さくまでとちきるのれわの世の
春にあひおひの松

右建徳元年ハ正平二十五年ニテ長慶院天皇御代始
ノ改元徽號ナリ即諒闇明ケノ正月ナルベク年ト共
ニ新シキ御代始ト成レル新帝ノ祝宴ニ松契遐年ト
云フ歌ヲ披講セラレシニテ新シキ朕ガ代ノ春ノ始
ニ逢テ相生ノ松ト共ニ十回リノ花咲クマテモ遠ク
長ク御代知シメサント正平二十三年踐祚シ給ヒシ
モ先帝ノ大喪ニ倚廬ニ籠リ給ヒシヲ茲ニ諒闇ヲ闋
ヘラレテ建徳ト改元セラレシ御實迹ヲ徴スベシ

第九證

嘉喜門院御集

正平廿三年八月つ祢よりもあをれかり夕暮

春宮の御かたより

おもひやれおふく空まやなりむらんなみせ
きあぬ秋の夕暮

御かへ

せきあぬなみせのほともおもひれおな
なめ秋の夕ぐれ

右ニヨレバ正平二十三年八月既ニ東宮ノ立チ給ヘ
ルヲ見ルベシ即チ長慶院天皇登極ノ後間モナク東
宮ヲ立テラレシコト明ニシテコノ東宮コソ皇弟熙
成親王即チ後ノ後龜山院天皇ナレトハ天授二年千
首歌ニ内春宮ニ御方オハシマシコノ内ハ長慶院天
皇春宮ハ後龜山院天皇ナルニ徴シテ亦明白ナリト
云フベシ

サテコノ嘉喜門院御集ニ見エタル内の御方ヲ以テ
從來ハ後龜山院天皇ニ充テ奉リシガソノ推定ノ全
ク誤レルモノナルコトハ前ニ第三證ノ條下ニ述ベ
タル所ニシテ又コノ御集ニ見エタル主上ト嘉喜門
院トノ御唱和ノ御歌ヨリシテ從來嘉喜門院ヲ以テ
主上即チ後龜山院天皇ノ御母ト定メ奉リシ理由ニ
從テ嘉喜門院ト長慶院天皇トノ御母子ノ關係ヲ推
定シ得ベキコトナルナリ長慶院天皇ノ御母ニツ
イテハ從來明ナラズトナスモノ多カリシガ今ハコ
レニ依テ御母ノ嘉喜門院タルコト疑ナキニ似タリ
但シ嘉喜門院ノ御姓氏ニ至テハ未ダ詳ナラズ三寶
院帝系圖ニ寛成母内侍ニ條關白猶子トマルニヨリ
テ或ハ二條師基ノ女ナラントノ説アレドモ未ダ俄

ニ信ヲ措キ難ク又コレヲ近衛勝子ナリト定メタル
説アレドモコレ亦偶々後世ノ俗書ニ見エタル所ニ
從ヘルモノニシテ據トスルニ足ラズ尚後考ヲ俟ツ
モノナリ此ノ如クニシテ從來嘉喜門院ト後龜山院
天皇トノ御母子ノ關係ヲ徵シタル根據ヲ失ヒシト
雖モ尚コ、ニ第九證ニ舉ゲタル東宮(即後龜山院天
皇)トノ御贈答ノ和歌並ニ長慶院天皇ノ皇太弟ニ立
チ給ヒシ事情等ヨリ察シ奉リテ後龜山院天皇モ亦
嘉喜門院ノ御子ニシテ長慶院天皇トハ御同腹ノ御
兄弟ナルベシト推測シ奉ルヲ得ルナリ

第三 長慶院天皇讓位ノ年代内

長慶院天皇正平二十三年即位ノ後建徳文中天授ヲ
經テ弘和元年ニ至ルマデ在位シ給ヒシコトハ既ニ
長慶院天皇御在位ノ確證ノ項ニ於テ述ベシカ如ク
新葉和歌集嘉喜門院御集等ニ因テ立證シ得ラル
所ナルガ其御讓位ノ年代ニ至リテハマタ之ヲ明記
シタルモノナシ然レトモ今左記諸證ニヨリテ謹テ
之ヲ按ズルニ弘和元年以後元中元年以前ニ於テ御
讓位アリシハ疑フベクモアラス或ハ弘和三年ヲ以
テ皇弟後龜山院天皇ニ御讓位アリシモノト推定シ
奉ルモ蓋シ誤ナランカト信ズルモノナリ

第十證

高野山文書

敬白

發願事

右、今度之雌雄如思者、殊可致報賽之誠之狀如件、

元中二年九月十日 太上天皇寬成白

右ハ長慶院天皇宸翰ノ御願文ニシテ太上天皇ト御
自署アラセラル、ヲ觀レバ此頃ニハ既ニ御讓位ア
リテ太上天皇ノ尊號ヲ受ケサセラレシコトヲ知ル
ベシ

コノ御願文ハ從來ノ即位論者ニヨリテ長慶院天皇ノ
登極ヲ推定スベキ有カナル引據トセラレ非即位論
者ニヨリテ太上天皇ノ尊號アリシ證據トハナレド
モ御即位ヲ推定スルニハ不十分ナリトセラレシモ
ノナルガ之ヲ外ニシテ長慶院天皇ノ御在位ノ立證
セラレシ今日ニ於テハ天皇御讓位後太上天皇ト稱

シ給ヒシ明證トシテ何等議論ノ餘地ナキモノナリ
又コノ御願文中ニ見ユル今度ノ雌雄云々ヲ以テ長
慶院後龜山院兩天皇ノ御不和ナリト解スルモノア
リ其說ノ由テ來ルトコロヲ尋ヌルニ新葉和歌集ニ
後龜山院天皇ノ御製ノミヲ載セ奉リ長慶院天皇ノ
御製ヲ一首モ收メ奉ラザルハ兩天皇御兄弟ノ御間
柄ニ関墻ノ嫌アリシガ爲メ長慶院天皇ノ御詠ハ故
ラニ之ヲ省キテ後龜山院天皇ノ爲メニ隱諱セシモ
ノタルヲ推知スベシトナスニアリ然レドモ新葉和
歌集ノ御製ガスベテ長慶院天皇ノ御製タルニ於テ
ハコノ說ノ根據モ亦動搖ナキ能ハズ但シ新葉和歌
集ノ御製ハ長慶院天皇ノ御詠ナリトセンカ然ラバ
其東宮タル後龜山院天皇ノ御歌ヲ何故一首モ收メ

ザリシカ之レ亦御兄弟ノ御不和ヲ證スベキニアラ
ズヤトナスモノアラシ然レドモ余輩ノ見ル所ハ之
レト異ナリ蓋新葉和歌集中ニ東宮ノ御歌ヲ收メテ
レザリシハ敕撰歌集ノ慣例ニ從ヒタルマデニシテ
他ニ深意アルニハアラザルベシ敕撰歌集ノ模範視
セラル、古今和歌集ニ偶ニ東宮ノ御歌無カリシ事
ガヤガテ先例トナリテ敕撰歌集ニハ東宮ノ御歌ヲ
採録セザル習例トナリタリト見ユ二十一代集ニハ
一首モ東宮ノ御歌ヲ収録無キヲ見テ知ルベキナリ
嘉喜門院御集ニ宗良親王ノ墨をつけまゐらせ候こ
レをみよ、集ニ入也申候へきにて候ト仰セラレ
シ墨點ヲ見レバ第九證ニ擧ケタル嘉喜門院ト東宮
ト御贈答遊バサレシ御歌ハ二首トモ墨點中ニ加ハ

リ在レバ初メ親王ガ歌集撰修ノ際ニハ此ノ二首ハ
必ズ収録セラレアリシナルベシト信ゼラル然ルニ
今ノ新葉和歌集中ニ採録無キ所以ハ親王ノ自序ニ
左のらばるにいま勅撰になすらふへきよのみに
とのりをかゝりて老のさびたひのそみにこえよ
ろこびのなみぢ袖にあまれりこれよりてところ
を奏すトアル如ク一旦撰修ヲ了ヘタル後ニ准敕撰
ノ宣旨ヲ承ケサセラレテ敕撰歌集ノ體裁ニ改訂ア
リシ際先縱ニ任セテ東宮ノ御歌ハ一切削除セラレ
シモノナルベシト想ハル敢テ長慶院後龜山院兩帝
ノ御間ニ忌ハシキ御不和ノ御沙汰ナドアリシト見
ルベカラザルナリ長慶院天皇ト後龜山院天皇トハ

御同母ノ御兄弟ニシテ後龜山院天皇ハ皇弟トシテ
御兄長慶院天皇ノ東宮ニ立テ給ヒ天授ニモ千首歌
ノ御會ヲ共ニシ給ヒ次テ其ノ御讓ヲ承ケテ即位セ
ラレ南北合一ノ後モ同シク嵯峨ニ住シ給ヘル御實
情ヲ察シ奉ルニ於テハ此ノ御願文ノ雌雄ノ如キモ
決シテ御内証ナドト臆測シ奉ルベキニアラザルナ
リ

第十一證

二見文書

紀伊國靜川庄領家職可令知行者院宣如此悉之以
狀

元中三年四月五日

民部卿(花押)

二見越後守館

利生護國寺文書

朝要事向後可有御免之由、去年雖爲仰重無御沙汰
條尤神妙、自今以後者一向被停止旨依院宣執達如
件、

後九月八日 元中三年

民部卿(花押)

利生護國寺長老

右元中三年ノ院宣ハ長慶院上皇ノ院宣ナルコトハ
前條ニ述ベタル元中二年御願文ニ太上天皇トアル
ニ徴シテ明ナルベシ而シテ元中元年ノ院宣ニツイ
テモ元中三年長慶院上皇ノ院宣ヲ奉シタル民部卿
ノ同シクコノ院宣ヲ奉ジタルヲ見レバコレマク長
慶院上皇ノ院宣ナルコトヲ推知シ得ベキナリ尚コ

ノ外元中年間ノ院宣數通アリ又元中六年長慶院天皇ノコトヲ仙洞ト記シタルモノアルコト第二證ノ如シ是等ノ中ニ就キ長慶院天皇ノ太上天皇トナリ給ヒシコトノ徵證トシテ最モ早キモノヲ求ムレバ即チコノ元中元年ノ院宣之ナリ是ニ由テ之ヲ見レバ長慶院天皇ハ元中元年以前ニ讓位アラセラレシモノナルベク元中ハ蓋シ後龜山院天皇踐祚後ノ改元ナルベシ而シテ長慶院天皇ノ奏覽ヲ經タル新葉和歌集ノ成リシハ弘和元年十二月ニシテ元中ノ改元ハ弘和四年ナレバ長慶院天皇ノ御讓位ハ之ヲ弘和二年若クハ三年ト推定シ奉ルノ外途ナシ

第十二證

內州錦縣河合寺緣起

○上至南朝二帝竭信傾財屢賜膏腴所謂泉之國府、今市攝之溝杭守里三之大内等詔旨無慮一百三十餘而今見在者纔餘十之一二寛成天皇弘和二年壬戌至于永世置權少僧都權律師法眼以為統綱○下右ハ河内河合寺ノ緣起ナルガ其文中寛成天皇弘和二年ノ語アルニ徵スレバ弘和二年ニハ長慶院天皇尚御在位ナリシガ如シ抑々コノ河合寺緣起ハ其ノ記載事項並ニ書風等ニヨリテ察スルニ徳川時代初期ノモノナルベク史料トシテノ價值稍劣レルモノナリト雖モ今長慶院天皇ノ御讓位ヲ弘和二年若クハ三年ノ何レカニ定メントスルニハ一ノ傍證タルヲ得ベク之ニヨリテ弘和三年長慶院天皇讓位後龜山院天皇踐祚即チソノ翌年ヲ以テ元中ト改元シ

給ヒシモノト推定ニ奉ルハ蓋シ失當ノ考案ニアラ
ザルベシ
尚茲ニ從來即位論者ガ御即位ノ年代ヲ如何ニ推定
シタルカニ就テ聊論辯ヲ加ヘ以テコノ調査意見ト
ノ異同ヲ明ニセントス從來ノ論者ガ新葉和歌集ニ
對スル見解ヲ誤リ其誤レル根柢ノ上ニ論難ヲ重ネ
タルコトハ既ニ述ベタル所ナルガコノ讓位年代ノ
問題ニツイテモソノ根柢ヲ誤レルガ爲ニ頗ル徹底
セザル決論ニ到達セルヲ見ル即チ從來長慶院天皇
ノ即位ヲ説ク者正平二十三年後村上天皇ノ崩御ヲ
承ケテ即位シ給ヒシトナス點ニ於テハ皆一致スレ
ドモ其讓位ノ年代ニツイテハ或ハ正平二十四年ト
ナシ或ハ文中二年トナシ必シモ一樣ナラズ其正平

二十四年讓位トナスモノハ新葉和歌集ノ御製ヲ以
テ御龜山院天皇ノ御製トシ建徳元年松契返年ノ御
製アルニ由リシモノ即チ建徳元年(正平二十五年)
後龜山院天皇ノ御治世トナサザルベカラザルガ
爲ニ長慶院天皇ハ踐祚ノ翌年タル正平二十四年早
クモ位ヲ後龜山院天皇ニ讓ラレシモノト見ントス
ルナリ然レトモ新葉和歌集ノ御製ハ後龜山院天皇
ノ御歌ニアラズ建徳元年ノコノ御製ハ長慶院天皇
ノ御代始ノ御詠ナルコト第八證ノ條下ニ述ベタル
如クナレバ正平二十四年讓位説ノ如キハ成立スベ
クモアラズ又其文中二年トナスモノハ花營三代記
應安六年文中八月ノ條ニ

二日、南方奉讓位於御舍弟宮之間、相副三種神器、没

落吉野十日南方自河州天野敵陣夜討御方陣數刻
合戰四條中納言被討死天野陣凶徒引退之

トアルニ由ルモノニテ其二日ノ條ニ見エタル南方
ハ南方主上ノ略ニテ即チ長慶院天皇御舍弟宮ハ御
龜山院天皇ナリトナス然レドモ文中二年八月南帝
讓位ノ事ハ此書ノ外見ユル所ナク南朝ニ於テ其實
迹ヲ認メザルノミナラズ文中以後天授弘和ニ互リ
テ依然長慶院天皇御在位ナリシコトハ天授二年千
首歌新葉和歌集等ニ由リテ明白ナル事實ナリトス
花營三代記ハ當時ノ記録ナレドモ北方ノ書ナレバ
南方ノ事實ニ疎ク北方軍人ノ誤聞ヲ取リテ記シタ
ルモノナラン天野御所没落ノコトハ同シク北方ノ
記録ナル三條實豐ノ日記ニモ八月十三日ノ條ニ南

方主上以下去十日没落云ト見エ鳩嶺雜事記ニモ
十日天野御所没落了ナドト見エタレトモ南帝讓位
ノ事ニハ一言モ及バザルヲ見レバ花營三代記ノ記
事ハ全ク信ヲ措キ難キモノト云フニシ誰カ南朝ニ
御讓位ナキノ明證アルヲ捨テ、北方ノ誤聞ニ出デ
タル記事ヲ信ゼントスルモノゾ

猶言ハ、從來長慶院天皇即位論者ハ或ハ正平廿四
年ノ御遜位ヲ主張シ或ハ文中二年御遜位説ヲ信ズ
ルヲ以テ何レモ院宣若クハ太上天皇ノ御署名アル
文書ガ元中元年以後ノモノニシテ御遜位以後弘和
ノ末年ニ至ルマデ十餘年間一通モ文書ノ存セザル
ヲ恠ミ居リシガ今回發見ノ史料ニ據リテ弘和三年
頃御讓位アリシ事ヲ確ムルヲ得タレバ元中元年以

後ニ而已太上天皇トシテ長慶院天皇ノ文書ノ存ス
ルアルハ極メテ當然ノ事タルヲ首肯セラレベキナ
リ

第四 長慶院天皇ノ仙洞慶壽院

長慶院天皇ハ元中九年南北合一ノ後ハ嵯峨ノ慶壽
院ヲ仙洞トシテ住マハセラレ其處ニ崩御ナリシカ
バ又慶壽院ノ御院號アリ一ニノ書ニ慶壽院又ハ慶
壽院法皇ト記シタルモノアルハ之ガ爲ナリ從來コ
ノ慶壽院ヲ以テ後龜山院天皇ノ事ト解スルモノア
リシハ誤レリト云フベシ今左ニシテ立證セン
第十三證

古本新葉和歌集〇京都富岡謙三氏所藏奧書

斯集南朝慶壽院法皇御在位之時詔於予叔父中務
卿宗良親王而所被令撰也彼大王則宗匠民部卿爲
世卿之外孫也大王母贈從三位依得付囑應此撰畢
作者皆以已逝矣纔現存者唯兩三輩而已所謂上野
太守懷邦親王右近大將長親法名明魏老拙等也俗名
兵部卿師成親王到披卷而慷慨有餘嗚呼魄雖歸於泉下名
孤存賤上矣故者之骨未腐於土中名先滅世上適爲
後世被知之者唯和歌人而已云々斯語誠宜哉莫斯
詠歌者爭知故人之風騷乎後生晚進之志尤可嗜者
此道也道子豈不鞭於殿乎

應永廿二年 月 日 釋竺源叟惠梵志之
右ハ後村上天皇ノ皇子兵部卿師成親王法名惠梵ト

申サレシ方ノ新葉和歌集書寫ノ奥書ナルガ其前半
ハ既ニ第六證トシテ擧ゲタル所ニシテコノ後半ハ
更ニ應永三十二年ニ至リテ記サレシモノナリ此ノ
奥書ニ據リテ見ル時ハ新葉和歌集ハ慶壽院法皇御
在位ノ時ノ撰進ナリ而シテ上ニ既ニ論證セシ如ク
此ノ集ハ長慶院天皇御治世ノ撰進ナル事ハ明ナレ
バ論理上自然ノ結論トシテ慶壽院法皇ハ即チ長慶
院天皇ノ御事トナル從テ慶壽院法皇ヲ以テ後龜山
院天皇ノ御事ト見ルハ誤謬ナルコト言ハズシテ明
ナルノミナラズ却テ此ノ奥書ノミヲ以テ見ルモ慶
壽院法皇ハ後龜山院天皇ニアラザルコトヲ立證シ
得ベキコトハ前ニ第六證ノ條下ニ述メタルガゴト
シ

第十四證

建内記萬里小路時房御自筆本

嘉吉三年五月九日癸亥天晴

後聞南方小倉宮後醍醐院玄孫後村上曾孫後龜山

奔勢州依懸願歸京之後以子息爲普廣院御猶子入

室勸修寺門跡其身得度法名聖承云俗名可尋之

近下京邊給移近日所勞邪氣云云圓寂云云歟海門

和尚同日希代事也南北兩朝元弘建武以來不安不

休之處近年無爭論止干戈今已歸皇統自然天運

之理可云神慮遺領等附屬勸修寺宮云云彼弟小生

歟而先年已失父云云於今者彼御流斷絶了護聖院

宮是又世明王兩息入釋門相國寺喝食也玉川宮遷

因州其外皆釋門禪宗也

後聞海門和尚常光國師弟子後醍醐院曾孫後村上

孫慶壽院御子常德院主南禪寺前住

自去^住年^{鹿苑院}圓寂云々、禪宗耆老、真俗兼備、法德無比、可惜云々、廣大博覽、一見一聞、事更無忘失、天性利根、名望無雙、匪直也人、可退鹿苑之由、懇願之處、不可依所勞之由、管領計申之、然危急今日、向嵯峨慶壽院、即入滅云々、

右ハ小倉宮聖承及ヒ海門和尚ノ薨去ノ記事ナルガ小倉宮聖承ノ御系ヲ記シテ後村上曾孫後龜山院御孫トイヒ又海門和尚ノ御系ヲ記シテ後村上孫慶壽院御子トイヘリコレ明ニ後龜山院ト慶壽院トハ全ク御別人ト見奉ルベキコトヲ示スモノナリ且コノ記事ノ全文ヲ玩味スルニ南朝御子孫ノ漸ク斷絶シ給フコトヲ述ベ後龜山院ノ御孫ナル聖承ト慶壽院ノ御子ナル海門トガ今又同日ニ薨セラレシハ希代

事也ト云ヘル文勢ナレバ慶壽院ハ即チ長慶院天皇ニシテ海門和尚ハ其皇子ト見奉ルベキニ似タリ況ヤ慶壽院法皇ノ長慶院天皇ナルコトハ前證既ニ之ヲ明ニシタルノミナラズ海門和尚ノ長慶院天皇ノ皇子ナルベキコトハ尚次ノ徵證アルニ於テヤサレバコソ海門和尚ハ父皇ノ御跡ヲ追ヒ奉ラントテ其病篤キニ及ビテ特ニ慶壽院ニ移リ給ヒソコニ薨去セラレシモノナレ

第十五證

觀心寺文書

觀心寺座主職事、任長慶院御遺命申付於内山光賢僧正候了、此由寺家可存知之由、可有御候、恐々謹言、

應永十四年

四月十六日

承朝

右文中ニ見エタル承朝ハ海門和尚ノ事ナリ即海門
承朝和尚ガ長慶院天皇ノ御遺命ヲ奉シテ光賢僧正
ニ觀心寺座主職ヲ申付ケラレシモノニシテ觀心寺
座主職ハ長慶院天皇ノ管領ニ給ヘルヲ崩後海門和
尚ノ傳領セラレシモノナルベク之ニ依テ海門和尚
ヲ長慶院天皇ノ御子ナリト見奉ルベキハ最モ自然
ノ解釋ナルベク旁ニ第十四證ト相待ツテ慶壽院ハ
海門和尚ノ御父ニシテ長慶院天皇ナルコトヲ證ス
ルニ足ラン
サテ長慶院天皇ノ仙洞タリシ慶壽院ノ所在ニ就テ
ハ應永三十三年ノ嵯峨中諸寺院地圖ニ見エテ三會
院臨川寺等ノ東邊ノ小路ニ向ヒテ西面ニ建テラレ
シコト明瞭ナリ其南方ニハ大雄寺、^晴清明墓アリ以テ

其舊趾ヲ探索スベシ

第五 長慶院天皇崩御ノ年代

長慶院天皇崩御ノ年代ハ確實ニ知ルヲ得ズト雖モ
左記諸證ニヨリテ應永元年八月一日ト推定シ奉ル
モノナリ

第十六證

仙源鈔奥書

應永三年二月十七日以先皇之御草本如形遂清書
之功、
求法之沙門判

仙源鈔ハ一本畹雲散人ノ奥書ニ此鈔者長慶
院法皇聖製也トアルガ如ク長慶院天皇ノ御

著述源氏物語ノ御注ナリ又求法之沙門トハ
先皇之御草本云トアルニ徴シテ其皇子ナ
ルコトハ此ノ書中ニ行悟云クトシテ補注セ
ラレシ個所アルヲ察スレバ蓋シコノ求法之
沙門トハ長慶院天皇皇子行悟ナルニシ
此ノ奥書ニ據テ見ル時ハ天皇ノ崩御ハ應永三年二
月十七日以前ニ在ルベキコトヲ確信スベキナリ因
テ憶フニ大乘院日記目錄ニ左ノ記事アリ
應永元年八月一日大覺寺法皇崩_ニ五十號長慶院
此ノ大乘院日記目錄ハ一條關白兼良公ノ第ナル大
乘院門主大僧正尋尊自筆日記ノ目錄ナルガ屢々長
慶院後龜山院兩帝ノ間ヲ混同シテ共ニ大覺寺法皇
ト記スレバ一概ニ信ヲ措キ難ク又コノ條ノ御寶等

ニツキテモ疑ナキ能ハズト雖モ此ノ記事ハ明ニ號
長慶院トアリ又後龜山院天皇ハ此ノ後長ク御在世
ニテ應永三十一年四月十二日ノ崩御ナレバ暫ク此
ノ記事ヲ信ジテ長慶院天皇ハ應永元年八月一日崩
御オハシノマシキト定メテ大過無カルベシ又大
覺寺ニ於テモ古來コノ日ヲ以テ天皇崩御ノ御忌日
トシ式年ニ法會ヲ修行スル寺例アリシト云フガ如
キ亦傍證トスルニ足ルベシ
而シテ天皇御終焉ノ地ニ就テハ之ヲ明記シタルモ
ノナシト雖モ天皇ニ慶壽院法皇ノ御稱アルニ徴シ
マタ天皇ノ御子海門承朝和尚ノ其病篤キニ及ビ特
ニ慶壽院ニ移リ給ヒコノ薨去セラレシヲ以テ察
スレバ蓋シ天皇モコノ慶壽院ニ崩御アラセラレシ

モノナルベシ天皇ノコ、ニ移リ住ミ給ヒシ年月マ
タ明ナラズト雖モ後龜山院天皇ハ元中九年京都ニ
還幸ノ後大覺寺佛母心院ヲ假仙洞トシテ住マセラ
レシ趣ハト部兼敦日記ニ見エタレハ長慶院天皇モ
同ジク南北合一ノ後慶壽院ニ入り給ヒ僅ニ一年ヲ
隔テ、應永元年コ、ニ崩セラレシモノナラン
一説ニ長慶院天皇ニハ玉河宮ノ稱アリトシソノ御
終焉地ヲ紀伊玉川ノ邊ニ求メントスルモノアレト
モ天皇ヲ玉河宮ト稱シタリトノ徵證ヲ缺クノミナ
ラズ天位ヲ踐ミ給ヘル上皇ヲ宮ト呼ベル例モ無ク
又天皇最後ノ御所ハ慶壽院ナラザルベカラザルコ
ト前ニ述ブルガ如シ

ノ次第ヲ明ニシ得タリト信ズ是ニ由テ之ヲ觀レバ
長慶院天皇ハ正平ヨリ弘和ニ互リテ實ニ十數年間
御在位ノ帝王ニテオハシマスニ係ラズ從來天皇ヲ
以テ御一代ニ數ヘ奉ラズ剩ヘ何等御不知ノ御實迹
モナキニ後龜山院天皇トノ御間柄ヲモ妄ニ揣摩付
度ニ奉リシガ如キハ史料缺乏ノ爲トハ申セ洵ニ恐
懼ニ堪ヘザル事ナリトイハザルベカラズ

年號	新說	舊說甲	舊說乙	舊說丙	備考
正平廿三	後村上天皇崩 長慶院天皇立	後村上天皇崩 長慶院天皇立	後村上天皇崩 長慶院天皇立	後村上天皇崩 後龜山院天皇立	又新葉集建德元年正月 松契遜手、御製ヲ 後龜山院天皇御代 始、御歌、之ニ由ル
建德元 廿四			又 後龜山院天皇立		
六					
七					
八					
九	後龜山院天皇讓位 後小松院天皇正位	後龜山院天皇讓位 後小松院天皇正位	後龜山院天皇讓位 後小松院天皇正位	後龜山院天皇讓位 後小松院天皇正位	
明德四					
應永元	長慶院本上天皇崩			長慶院本上天皇崩	

宮内省

一極

月參角八星八五平。...

應永元	明德四	九	八	七	六	五	四	三	二	元中元	三	二	弘和元	六	五	四	三	二	天授元	三	二	文中元	二	建德元	廿四	正平廿三	年號
長慶院太上天皇崩	後龜山院天皇讓位 後小松院天皇正位	後龜山院天皇讓位 後小松院天皇正位								長慶院天皇讓位 後龜山院天皇立															後村上天皇崩 長慶院天皇立	新說	
																									後村上天皇崩 長慶院天皇立	舊說甲	
																								後龜山院天皇立 長慶院天皇讓位	後村上天皇崩 長慶院天皇立	舊說乙	
長慶院太上天皇崩	後龜山院天皇讓位 後小松院天皇正位																								後村上天皇崩 後龜山院天皇立	舊說丙	
													丙、辛十二月新葉集奏覽												五新葉集建德元年正月松契遊幸、御製、後龜山院天皇御代始、御歌、之、由、也	備考	
																										*花營三代記、應安六年(南朝文中二年)八月二日南方奉讓位於御舍第宮云々、北方傳聞、記事、由、也	

皇極經世一書
 卷之八
 皇極經世一書
 卷之八
 皇極經世一書
 卷之八
 皇極經世一書
 卷之八

辛酉	五十三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
海	海	海	海	海	海	海	海	海	海	海	海	海	海
壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽
壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽
壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽
壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽	壽

海 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽
 海 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽
 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽
 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽
 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽
 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽

壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽
 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽
 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽
 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽
 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽
 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽 壽

宮
 月
 會

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(三六)

宮
内
省

